

令和5年7月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和4年(ワ)第3131号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年6月2日

判 決

5

[Redacted]

原 告

[Redacted]

大阪市北区西天満四丁目5番5号マーキス梅田607号

被 告

一般社団法人消費者法ニュース発行会議

同代表者代表理事

[Redacted]

10

同訴訟代理人弁護士

国府泰道

小谷寛子

稗田隆史

三浦直樹

主 文

15

1 被告は、原告に対し、3万円及びこれに対する令和2年3月24日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを30分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

20

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、90万円及びこれに対する令和2年3月24日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

25

第2 事案の概要

1 事案の要旨

弁護士である原告は、消費者問題を取り扱う法律雑誌の発行主体である被告から、ヘイトスピーチを規制する条例についての原稿の依頼を受け、原稿の執筆及び校正をしたところ、被告は、原告の別件の訴訟代理人としての活動などを理由として、原稿を掲載しないと決定した。

5 本件は、原告が、被告に対し、①被告は掲載するテーマ、内容についてよく検討して方針を固めてから依頼すべきであり、掲載することができないことになるような相手には依頼してはならず、また、方針を固めずに依頼する場合は不掲載となる可能性があるならばその旨伝えるべきであったにもかかわらず、これらを怠って依頼し、原告の費やした時間と知的労力が無駄になったと主張して、不法
10 行為に基づく損害賠償請求として慰謝料30万円、②原告に不掲載の理由を伝えるファックスの内容及び原告がファックスの内容について釈明を求める電話をした際の被告代表者の対応が、原告に精神的苦痛を与えたと主張して、同様の請求として慰謝料60万円並びにこれらに対する令和2年3月24日(②の行為日)から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年
15 5%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実(争いがないか、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実)

(1) 当事者等

ア 原告は京都弁護士会所属の弁護士である。

20 原告は、本件当時、別件デモ訴訟(「反日外国人」排斥を求め川崎市内でデモを行った者が、これに反対する弁護士が当該デモを実力で妨害したと主張して、横浜地方裁判所川崎支部に対し、同弁護士を被告として損害賠償を求めた事案)の原告訴訟代理人であった。

25 イ 被告は、消費者等の被害情報及び消費者の法的諸問題についての全国的ニュース誌(消費者法ニュース、以下「本件雑誌」という。)の発行等を行う一般社団法人で、その代表者は弁護士であり、同人の弁護士事務所の職員が被告の事務作業を一部行っていた。

ウ 本件雑誌は、消費者被害の予防と救済及び消費者の権利の擁護を目的として、消費者被害、裁判例、学者の論稿、消費者事件や消費者団体の現場に関するニュースを掲載する季刊の法律雑誌であり、1号あたり70～90本程度の原稿を掲載していた。

5 (2) いわゆる「反ヘイト条例」の制定

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（以下「川崎市条例」という。）は、公共の場所において、拡声機を使用するなどして、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者とその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するなどの不当な差別的言動を行うことなどを禁止し、これを禁じる市長の命令に違反した者に罰金刑を科すことなどを定める令和元年12月に制定された条例である。

10 (3) 本件訴訟提起に至る経緯

ア 被告は、令和2年2月3日付けで、原告に対し、『反ヘイト条例』について（仮題）」をテーマとする原稿の執筆を依頼する旨の「原稿執筆のお願い」と題する書面を送付した。

イ 原告は、別件デモ訴訟で問題となっている事件を例に引いて川崎市条例の違憲性等を論じた原稿を執筆し、同年3月9日、被告に対し、当該原稿を送信した。被告は、同月16日、原告に対しゲラ校正を依頼し、原告は、同日、校正した原稿を送信した。

ウ 被告代表者は、同月24日、原告に対し、別件デモ訴訟に原告が関与しているとの情報を受けたこと、弁護士活動への攻撃は本件雑誌としては許容できないことを理由に、原告の原稿を掲載しない決定をした旨のファックス（以下「本件ファックス」という。）を送信した。

エ 原告は、本件ファックスを見て、同日、被告代表者と通話した（以下「本件通話」という。なお、その内容については、後記4(2)のとおり争いがある。）。

25 3 争点1（原稿の依頼に関する不法行為の成否）

(原告の主張)

原稿の執筆を依頼すれば、依頼先は執筆に相応の時間と労力を費やすのであるから、原稿が不掲載となって依頼先の時間と労力が無駄となることのないよう、被告は、原告に対する本件雑誌の原稿依頼に際して、以下の義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

- (1) 依頼する前に掲載する論稿のテーマや内容を検討して方針を固めてから、原稿を依頼する義務（方針決定義務）
- (2) 人選を検討して、原稿の内容如何に関わらずおよそ掲載し得ない者に原稿の執筆を依頼しない義務（不掲載執筆者への不依頼義務）
- (3) 入稿後に編集方針と合わないこと等を理由に不掲載とする可能性があるのであれば、その旨を依頼先に説明する義務（不掲載可能性の説明義務）

(被告の主張)

争う。

- (1) 方針決定義務

本件雑誌の目的、趣旨を理解した弁護士らが協力して、テーマと執筆者の情報を提供しあい、執筆依頼をしており、専任の編集者がいるわけではないため、被告が、原稿の依頼に先立って、原告の主張するような方針の決定をすることは現実的に不可能である。

- (2) 不掲載執筆者への不依頼義務

協力弁護士から情報提供を受けて執筆を依頼する以上、本件雑誌の目的、趣旨に合致したテーマについて適切な内容の原稿を執筆してくれると認識しているのであって、被告が、およそ掲載しないことになることを認識しつつ原稿を依頼するということはあり得ないから、原告主張の義務は観念できない。

- (3) 不掲載可能性の説明義務

入稿された原稿を様々な理由から掲載しないと発行主体が判断することは、依頼先にとっても予想できることであるし、弁護士である原告は、これを優に

予想できた。

4 争点2 (不掲載の告知に関する不法行為の成否)

(原告の主張)

(1) 本件ファックスの不法行為該当性

5 被告は、原告が別件デモ訴訟に原告訴訟代理人として関与しているとの情報に接し、原告が他の弁護士活動を攻撃していると決めつけて、原告を非難する本件ファックスを送信した。原告が別件デモ訴訟のヘイトデモと言われている側の訴訟代理人となっていることに着目して、原告に川崎市条例についての原稿を執筆させたにもかかわらず、依頼理由と同じ理由でもって原稿を不掲載
10 とする決定をした経緯に照らせば、この送信は余りに理不尽であり、原告の名誉感情を傷付け、原告の別件デモ訴訟の訴訟代理人活動を不当に攻撃するものとして不法行為に該当する。

(2) 本件通話の不法行為該当性

15 本件ファックスについて被告の誤解があると思い電話した原告に対し、被告代表者は、原告が本題に入る前から話を遮り、「話すことはない」と言って一方的に電話を切った。この行為は、(1)の経緯及び本件ファックスを送信した直後の原告からの電話への対応であったことに照らせば、余りに理不尽であり、原告の人格を踏みにじり、著しく侮辱し、名誉感情を傷つける行為であり、不法行為に該当する。

(被告の主張)

(1) 本件ファックスの不法行為該当性

20 被告は、原稿を不掲載とする判断をした理由と結論を本件ファックスで知らせただけであり、原告の名誉感情を傷付けるような行為をしておらず、本件ファックスの送信が不法行為に該当するとはいえない。

(2) 本件通話の不法行為該当性

25 被告代表者は、不掲載の理由と結論を理解してもらうよう応答したが、原告

ケ 被告は、同日午後0時50分頃、原告に対し、原稿を本件雑誌に掲載しない決定をした旨の被告代表者名義の本件ファックスを送信した。原稿を不掲載とした理由としては、「消費者法ニュース幹事会にて検討をしましてところ、新聞記事の情報にもなっている問題について、ときにヘイト問題について、人権侵害の影響や効果をもたらす虞があり、あわせて貴職がヘイトの人権問題に關与する弁護士を共謀者として被告とする訴えをする裁判に關与されているとの情報、意見がありました。弁護士は基本的に自由な判断と活動をもとに、代理人ないし個人として活動する自由を確保する社会が必要です。弁護士を規制するような社会は人権や民主主義への抑圧の行為と考えます。弁護士活動への攻撃は、当消費者法ニュースとしては許容されません。」と記載されていた。(甲10、14)

コ 原告は、本件ファックスを見て、被告代表者が事実を誤認しているのではないかと考え、事実関係を説明するため、同日午後0時55分、本件ファックスに記載された電話番号に電話をかけたところ、被告代表者の弁護士事務所につながった。同事務所の事務員は、その電話を被告代表者に取り次いだ。

原告は、まず、本件ファックスについて、被告代表者が作成し、原告に送信したのか尋ね、被告代表者は、これを肯定した。

原告は、続いて、本件ファックスに記載されているのは別件デモ訴訟のことかと思う、訴訟なので人によって色々な見方があると思うが、と言いかけたところ、被告代表者はこれを遮り、原告の原稿を不掲載と判断した結論及び理由は本件ファックスの記載のとおりであり、本件ファックスに加えて述べることはない旨述べた。

原告は、被告代表者の話し方から、このまま電話を切られるのではないかと感じ、驚いて「ちょっと待ってください」と言ったところ、被告代表者はそれ以上原告の言葉を聞くことなく、一方的に電話を切った(本件通話)。

(甲11、14、原告本人3～5頁)

【これに対し、被告は第2の4(2)のとおり主張し、被告代表者の供述（乙6、被告代表者4、5、16～19頁）がこれに沿う。しかし、本件通話の約1時間後に原告が被告に送信したメール（後記サ）においても、この経緯があつた旨が記載されていること、被告がこのメールに対し特段の反論を述べることもしなかつたこと（後記シ）、原告は、3月末までに、証拠の保全のため、本件通話で使用した電話の通話履歴画面を撮影し、電話会社に通話料金明細の送付を求めており（甲11、12、原告本人5、6、20頁）、これは、原告が本件通話について証拠に基づく対応の必要を感じたことを示すもので、本件通話を相当に問題視していることがうかがえること、さらに、そもそも、通話時間が事務員の取り次ぎを含めても1分7秒間（甲11）と相当短時間であり、被告代表者が供述するような、丁寧に理解を求め複数回謝罪の弁を述べる時間があつたとは思えないことに照らすと、被告主張に沿う被告代表者の供述は採用できず、上記のと通りの認定となる。】

サ 原告は、同日午後1時53分、被告に対し、本件ファックスの記載と被告代表者のこの対応について抗議し、謝罪を求める旨のメールを送信した（甲4）。

シ 被告代表者及び被告は、その後、原告に対し、ク及びサのメールに対応することはなかつた（甲14、原告本人21頁、被告代表者24～26頁）。

2 争点1（原稿の依頼に関する不法行為の成否）

(1) 方針決定義務

本件雑誌の編集方針は、消費者の権利などに関する当該発行期間の速報、報告の掲載を基本としており、掲載する論稿の本数や内容は、その時期に生じた消費者被害等の出来事や、情報提供を受けた依頼先候補の数や依頼に対する相手方の応諾など多様な状況に影響されるものであり（認定事実(1)エ）、原稿依頼の時点において、掲載する論稿のテーマや内容について被告内部で方針を固める性質のものとはいえない。そして、被告の原稿依頼料は無償に近く（同ア）、

5 いわばボランティアによって依頼を受ける者からの原稿の確保とその記載内容について確定的な見通しを立てるのが難しいことを踏まえると、不掲載となった場合の依頼先の不利益を考慮したとしても、被告が、原告の主張するような掲載する論稿のテーマや内容について検討して方針を固めてから、原稿を依頼する義務を負っていたとは認められない。

(2) 不掲載執筆者への不依頼義務

10 被告は、原告が外国人差別の問題に関与する弁護士を被告とする別件デモ訴訟の原告訴訟代理人として活動していることを理由として、原告の原稿を不掲載とする判断をした（認定事実(3)オ）が、執筆者の属人的な事由を理由に原稿を一律に一切掲載しないことがあり、とりわけ本件のように職業専門家にほぼ無償原稿の執筆を依頼する（同(1)ア、(2)オ）以上、依頼先の費やす執筆の時間と労力が無為となり不利益を被ることのないよう、原稿を正式に依頼するに先立って、依頼先において一律に不掲載となる属人的な事由を有さないかを確認する条理上の義務を負うというべきである。

15 本件では、原告は原稿依頼当時より別件デモ訴訟の原告訴訟代理人として活動しており（前提事実(1)ア）、原告が別件デモ訴訟に係る自分の立場を明らかにした上で執筆に問題がないかを窓口弁護士に電話で確認した際、窓口弁護士は問題ないと答え（認定事実(2)イ）、原告は依頼を受けた際に、執筆する原稿が別件デモ訴訟の事例に即して川崎市条例の違憲性を論じる内容になることを
20 窓口弁護士等に対し明らかにしていた（同エ、ク）。このような事実関係からすれば、被告は、窓口弁護士に対し、依頼先である原告がどのような立場にあるのか、原告に執筆を依頼した理由を尋ねれば、直ちに原告が別件デモ訴訟に原告訴訟代理人として関与していることをごく容易に把握できたにもかかわらず、これを怠り、不掲載となることが確実な原稿を執筆させ、原告の執筆の時間と労力を無為に帰せしめて不利益を被らせたのであるから、被告の上記の不
25 作為は不法行為に該当するというべきである。

になったが、インターネット検索で見つけた情報を見たのみ（同オ）で、原告に事実関係を確認することなどもせず、本件ファックスで不掲載となった旨及びその理由を通知し、上記理由に該当する具体的な事実や根拠の摘示もしなかった。このように、被告は、自らに過失がある上、いわば原告の厚意に依る立場にあったにもかかわらず、依頼した作業が終わった段階になってから一方的に不掲載と決め、原告の名誉感情を不必要に侵害する本件ファックスを送信したという経緯に照らせば、上記表現を用いた本件ファックスの送信は、社会通念上許される受忍限度を超えるものと認められ、不法行為に該当するというべきである。

10 (2) 本件通話での侮辱行為の有無及び不法行為該当性

被告代表者は、本件通話の際、原告の話の途中で、一方的にこれを打ち切ったものであるところ（認定事実(3)コ）、通話中の相手の話を遮り自分の見解を一方的に述べるや、会話を続けようとする相手を振り切り一方的に電話を切るというのは、それ自体かなり失礼な行為であり、まして、本件においては、本件通話に先立って、被告の側に、不掲載となることが確実な原稿を執筆させたとの違法の評価を免れない行為があったのであり（2(2)）、原告が精神的衝撃を受けるのは当然である。

しかし、被告代表者は、本件通話において、原告を積極的に侮辱する言辞を述べたものではないから、社会通念上許される受忍限度を超える対応をしたと評価するのは困難であり、独立の不法行為を構成するとまでは認められない。ただし、本件通話が相当に問題のあるものであったことは上記のとおりであり、これが本件ファックスの送信とほぼ一連のものとしてされていることに照らすと、4(2)の慰謝料算定に当たり考慮すべき事由と解するのが相当である。

4 争点3（損害額）

25 (1) 原稿の依頼に関する不法行為

2(2)の行為についての原告に対する慰謝料は、原稿の作成に要した時間と労

力（認定事実(3)イ）、依頼されていた原稿の分量や原稿料が図書カード1000円分であったこと（同(2)オ）などを考慮すると、1万円とするのが相当である。

(2) 不掲載の告知に関する不法行為


3(1)の行為についての原告に対する慰謝料は、本件ファックスに至る経緯や、被告代表者の本件電話での対応（認定事実(3)ケ、コ）、本件電話以後、原告の求めにもかかわらず被告が何らの対応もとらなかったこと（同サ、シ）によって原告の精神的苦痛が拡大したことを踏まえると、2万円とするのが相当である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は3万円及び遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。


京都地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官

菊地浩明 

菊 地 浩 明

裁判官

藤原典子 

藤 原 典 子

裁判官

長船源 

長 船 源

これは正本である。

令和5年7月19日

京都地方裁判所第7民事部

裁判所書記官 白石美樹

